様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025年　1月　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） てぃえいちけー  一般事業主の氏名又は名称 ＴＨＫ株式会社  （ふりがな）てらまちたかし  （法人の場合）代表者の氏名 　　寺町崇史  住所　〒108-8506 　東京都港区芝浦２－１２－１０  法人番号　3010701006176  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年5月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合報告書2023（P7～P8、P27～P28）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【環境認識（P28）】  デジタルテクノロジーの急速な進展や地球環境保護機運の高まり、そしてマクロ動態の変化として先進国の生産年齢人口減少等の課題に直面しています。そのような環境下で「5G」「AI・IoT」「CASE」「インダストリー4.0」「自動化・省人化」「省エネ化」等の変化のキーワードが生まれ、まさに当社が提供する様々なソリューションの必要性が増すとともに成長ポテンシャルは高まっています。  【ビジョン（P7～P8）】  ビジョンとして「ものづくりサービス業」を掲げ、“ものづくり”だけの「売り切りモデル」ではなく、ビフォーサービスからアフターサービスも含めたトータルのビジネスとして展開し、機械メーカーのみならず機械を使用されるエンドユーザーの方々との接点を拡大するため、様々な取り組みを推し進めていきます。  【成長戦略（P27）】  デジタルテクノロジーが急速な進展を見せる中、AI、IoT、ロボットをはじめとする新たなテクノロジーを販売、生産、開発等のあらゆる面で徹底的に活用することにより、ビジネスの進め方や仕組みを変革し、ビジネス領域のさらなる拡大を図っています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決定された方針に基づいた内容である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2023  統合報告書2024 | | 公表日 | 統合報告書2023：2023年5月31日  統合報告書2024：2024年5月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合報告書2023（P34）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf>  統合報告書2024（P31）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/42-17_THK_integrated_report_2024_A3_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【THK DXプロジェクトの推進（P34）】 当社は「THK DXプロジェクト」を始めとする各種取り組みのもと、最新のテクノロジーを利活用し、単にお客様の満足度向上や社内業務の効率化を図るだけでなく、その先にある循環型社会の実現や人材不足解消等の社会課題の解決に向けて、イノベーションによる価値を提供できるよう今後もDX活動に力を入れていきます。そのために、従業員一人ひとりがリアルとデジタルを融合させ、持続的に成長できる会社および社会の実現を目指します。（統合報告書2023（P34））より  そのような中、一例として生産部門においては、Smart Factory へと変革すべく、以下の通り多様なデジタルソリューションを展開し、5M製造プロセスの改革と製品品質、生産性の持続的改善を進めています。  （◎印はソリューション、・印は効果）  ◎作業者支援システム「Smart Follow」  ・ 設備稼働状況とウェアラブル端末を連携。インシデントを即座に管理者、作業者へ通知  ・ チョコ停、ドカ停の要因を分析、対策改善により、24時間365日正常状態・安定稼働を実現  ◎生産設備稼働監視システム「E-Grouping SYSTEM」  ・ 生産設備、ロボットのリアルタイム稼働データを監視。ダッシュボード、KPI分析が可能  ◎設備、機器保全管理システム「TenKen System」・「Help Link」  ・ スマートフォンにより設備機器点検、修理依頼データを登録、蓄積。異常警告を通知  ◎作業分析／業務最適化ソフトウェアの展開  ・ 動画による動作分析、改善、デジタル標準化が可能。技術継承、後継者問題への対応  ◎デジタル生産ライン3Dシミュレータの活用・ 工場レイアウト、製品、ものの流れを半自動生成。工程ライン計画の事前予測が可能  ◎THK基幹システム／製品ロット引当て管理の強化  ・ 紙ベースでの製品情報管理から基幹システムによるトレーサビリティ管理への移行  ◎RFIDソリューション「Hunter SYSTEM」  ・ RFIDタグと製品情報をシステム連携、見える化。作業改善とものの流れの見直し  ◎クラウド型IOT測定ソリューション「Smart Measureシステム」  ・ 生産現場の測定作業、自動装置から抽出した検査デジタルデータを収集、蓄積  ・ データのリアルタイムモニタリング・異常監視・分析、利活用・トレーサビリティ管理を強化  （統合報告書2024（P31））より | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決定された方針に基づいた内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2023（P34）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【推進体制（P34）】  2019年には各部門の活動を統合するために「THK DXプロジェクト」を発足させ、部門横断型の活動へ移行しました。さらに2020年以降はIOTイノベーション本部やサービスロボット事業部の新設等、実行体制の強化にも力を入れています。  【デジタル人財の育成（P35～P36）】  DX活動を推進する一番の原動力は人であり、当社では「デジタル人財の育成」に力を入れて取り組んでいます。　特に、各現場が独自で自律的にデータを利活用できる姿を目指し、全従業員を対象とした「データ活用研修」を実施しています。研修は体系的かつ段階的なカリキュラムで策定され、受講者はスキルレベルや職位・経験に応じた内容を受講できます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2023（P35～P36）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【方針と戦略推進（P35～P36）】  e-learningやオンラインでの受講環境も整備され、各拠点で受講が可能となっています。研修カリキュラム・テキストは全て自社内で作成し、座学だけではなく社内の実データを使った分析演習も行っています。また、社内データへのアクセスや解析環境も整備され、研修で学んだ分析ケースを受講後すぐに現場で実践が可能となっています。データ活用研修における基礎と初級研修については全従業員が受講する活動を進め、既に9割以上が完了しています。2023年度以降は中級・上級研修をより全社的に広げていくことで、さらに高度なデータ活用（機械学習を使った需要予測や画像認識等）の実践を目指していきます。  以下は補足情報だが（5）に記載の「DX推進指標自己診断フォーマット」によって提出済の内容から要約・抜粋  【戦略推進のための環境整備、予算、仕組み（補足情報）】  ・2024年度の各部門計画より、重点活動方針にデジタル活用項目を記載し、各部門の施策に組入れるよう促すとともに、PDCAサイクルを回してもらっている。また、部門計画に基づいて予算計算配分されている。  【データ活用環境（補足情報）】  ・グローバルでのデータ活用を推進し、そのためのプラットフォームを整備しグローバル基幹システムからリアルタイムでデータを更新する環境を整えている。  ・データ活用推進を目的に社内体制を整えデータ活用研修やダッシュボードの開発支援を行っている。  ・機械学習の研修も継続して実施しており、社員だれもが研修・開発できる環境を提供する事を目的に整備を進めている。  【システム刷新（補足情報）】  ・アプリケーションマップ、アプリケーション台帳を作成しており、全体のアプリケーションを管理している。老朽化しているアプリケーションについては、保守期間に応じた更新対応を実施している。 ・将来的に不安があるプラットフォームに関しては、全社で方向性を定め積極的に移行を進めている。 ・環境変化に応じたアプリケーションの改修や移行を実施し、利用されないシステムについては廃棄している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | アニュアルレポート2021  統合報告書2024 | | 公表日 | アニュアルレポート2021：2022年5月30日  統合報告書2023：2023年5月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | アニュアルレポート2021(P13に掲載の図)  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/AR2021_complete_ja.pdf>  統合報告書2023（P37）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【THK DXプロジェクトの指標】  アニュアルレポート2021(P13に掲載の図)  ・「一人当たりの売上・生産性（＝収益性）」を指標とし、その向上に向けて取り組んでいる。  【DXの進捗状況と今後の展開】  統合報告書2023（P37）  ・一例として、製造部門では自動化・ロボット化・装置化の推進に向け、各ワードの頭文字を取った「ARIプロジェクト（Automation Robotization Instrumentation）」を発足しました。年初に全生産拠点で拠点単位の自動化計画を立案し、月次で進捗報告をしながら自動化を推進しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年5月31日 | | 発信方法 | 統合報告書2023（P7～P9）  <https://www.thk.com/jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/42-16_THK_integrated_report_2023_A3_ja.pdf> | | 発信内容 | 【情報発信者と頻度】  当社の戦略について代表取締役会長より毎年社内外へその取り組みの進捗を情報発信している。  【情報発信内容】  当社は「世にない新しいものを提案し、世に新しい風を吹き込み、豊かな社会作りに貢献する」との経営理念のもと、　「グローバル展開」「新規分野への展開」「ビジネススタイルの変革」を3本の柱とした成長戦略を強力に推進していきます。　「ビジネススタイルの変革」については、ビジョンとして「ものづくりサービス業」を掲げ、“ものづくり”だけの「売り切りモデル」ではなく、ビフォーサービスからアフターサービスも含めたトータルのビジネスとして展開し、機械メーカーのみならず機械を使用されるエンドユーザーの方々との接点を拡大するため、様々な取り組みを推し進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～　2025年1月頃 | | 実施内容 | 経済産業省発表の「DX推進指標」を用いた課題把握を適切に行っている。尚、DX推進指標自己診断フォーマットに自己診断結果を記入したものを本申請に添付の上、提出している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年1月頃　～　　現在 | | 実施内容 | 【サイバーセキュリティ対策】  高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対する迅速かつ的確な対処に向け、不正侵入の検知（IPS）や不審な挙動の検知（EDR）等の活用により、監視体制の強化、外部攻撃対象領域管理を行い、セキュリティインシデントリスク削減を進めている。  【セキュリティ監査手続きの概略】  四半期毎に情報セキュリティ委員会が開催され、以下の事項につき、リスク管理室長及び情報システム統括部部長が委員会に報告  ・情報セキュリティインシデントの発生状況  ・事業所を対象とした情報セキュリティ監査（社内監査）  ・従業員を対象とした情報セキュリティに関する意識調査（アンケート形式）  ・新たな取り組み事項（グローバルな個人情報保護法対応など） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。